

火薬類の譲渡、譲受及び消費に係る千葉県公安委員会への意見照会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、火薬類取締法第52条第1項及び火薬類取締法施行令（以下「令」という。）第13条の規定に基づき火薬類の譲渡し、譲受け及び消費について調整上必要とされる事項の具体的な範囲及びその事務取扱を定めることを目的とする。

（照会先）

第2条 千葉県公安委員会への意見照会（以下「照会」という。）は、千葉県警察本部生活安全部風俗保安課に対して、次条の掲げる照会文書をもって行うものとする。

（照会文書）

第3条 照会文書は次のとおりとする。

- （1）照会文書には申請書の写しを添付するものとする。
- （2）火薬類の消費についての照会は、所定事項のほか消費地及び消費地に通ずる道路等を表示した図面並びに当該火薬類の消費に伴い必要とされる諸手続書類の写しをそれぞれ添付する。

（照会を要する事案）

第4条 照会を要する具体的事案は、次に掲げるものであって、千葉市長が許可することができるものとして認められるものとする。

- （1）譲渡し、譲受け（令第13条第1項第1号）の場合、令第13条第1項第1号に該当するもの全部。
- （2）消費（令第13条第1項第2号）の場合は次のとおりとする。
 - ア 交通頻繁な道路及びこれら周辺の土地とは、国道、県道若しくは主要な市町村道及びその周辺100メートル以内で火薬類を消費する地域。
 - イ 公衆の集合する場所及びこれら周辺の土地とは、学校、病院、劇場、その他祭礼、催物、集会等が行われる場所及びその周辺100メートル以内で火薬類を消費する地域。
 - ウ 市街地とは、人家、商店、工場、その他社会通念上市街地というにふさわしい程度に軒を連ねているところ及びその周辺100メートル以内で火薬類を消費する地域。
 - エ 前記各項の場合において、建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合で災害防止上支障がないと明らかに認めたときはこの限りではない。
- （3）譲渡し若しくは譲受け又は消費が公共の安全維持に重大な関係を有する（令第13条第1項第3号）場合は次のとおりとする。
 - ア 火薬類の消費について、反対陳情のあるとき又は社会不安が生ずるおそれがあると認められるとき。
 - イ 鉄道、軌道等より50メートル以内の地域で火薬類を消費するとき。
 - ウ 坑道式発破のため大量の火薬類を消費するとき。
 - エ 信号又は観賞のため多量（1日につき消費する火薬類の数量150キログラムを超えるもの）の火薬類を消費するとき。
 - オ 災害、騒乱その他地方の静穏を害するおそれがあるとき又は治安上特に影響があると認めたときに火薬類を譲渡し若しくは譲受け又は消費するとき。

（不許可処分）

第5条 千葉県公安委員会からの回報を受けた場合において不許可処分をした場合は、その旨をすみやかに千葉県公安委員会へ通報するものとする。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。